

四日市港管理組合公報

第889号

平成23年12月19日

月曜日

目次

監査委員公表

○監査結果の公表

(監査委員) 1

監査委員公表

監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、平成23年11月11日までに実施しました平成23年度定期監査の結果について、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

平成23年12月19日

四日市港管理組合

監査委員 伊藤 晃

監査委員 山本 勝

第1 監査の概要

1 監査の対象

予算の執行、財産の管理等が適正かつ効率的に処理されているかを主眼とし、これに関連する事務事業の執行等を監査の対象としました。

2 監査の実施箇所

(経営企画部)

経営企画課、振興課、管理課、整備課

(室・局)

出納室、議会事務局、監査委員事務局

3 監査の実施期日及び方法

監査委員による実地監査は、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等により行われた事務局職員による予備監査の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づき、当管理組合において関係者から事情聴取を行うなどにより平成23年11月8日及び11日に実施しました。

第2 監査の結果及び意見

監査の結果、予算の執行、財産の管理等に関する事務及び事務事業の執行等については、一部に改善・是正を要するものがあったが、概ね適正に処理、執行されていた。

所属ごとの監査の意見は次のとおりであるので、速やかに適切な措置を講じられたい。

事務事業の執行に関する意見

〔経営企画部〕

経営企画課

(1) 職員の育成等について

平成23年度の四日市港管理組合の職員構成については、プロパー職員の比率が全体の約26%で他は国、三重県及び四日市市からの派遣職員である。またプロパー職員の配置は管理課が主で、総務、企画等事務方のほとんどが県・市からの派遣職員で占められている。しかし、県・市の職員は人事異動により数年で県あるいは市に戻ってしまうことを考えると、四日市港管理組合を将来にわたり継続的に支えていくプロパー職員の果たす役割は非常に重要であると考えられる。そこで職員のプロパー化について将来的な目標をもつとともに、引き続きプロパー職員の人材育成について取り組むよう努められたい。また、各分野に応じた専門性が高められるよう、職員の配置についても検討されたい。

さらに、県・市からの派遣職員を含めて、個人のスキルアップが重要であるので、引き続き職員研修を充実されたい。

(2) 委託契約業務の確認等について

委託業務の履行確認については、日報等を提出させるなど定期的に確認がされているところであるが、マニュアル等チェックポイント管理を徹底し、業務品質確認や次期契約時の契約額引下げ交渉ポイントの絞り込みなどにも取組まれたい。また、上司による牽制も含めたチェック体制のさらなる徹底に努められたい。

(3) 工事・委託契約について

公共工事等の入札・契約手続は三重県の制度に準じて要綱・要領の改正を行い、それらに基づいて処理がされている。これらの公共工事等に係る入札・契約事務にあたっては、県内地元業者の育成を図りつつ、競争性・公平性を十分確保されたい。

また引き続きそのコストや効率性改善に努め、公共工事等の品質確保にも十分留意されたい。

振 興 課

(1) ポートセールス等の貨物集荷について

貨物集荷のために従来から国内・国外へのポートセールス等に取り組んできているが、平成22年はリーマンショック等の影響も抜け、外貿コンテナ取扱貨物量が約17万5百TEUと過去最高を記録する結果となった。しかしながら、3月11日に発生した東日本大震災や円高、またタイの洪水など平成23年以降の四日市港を取り巻く環境は厳しい状況となることが予想される中、集荷対策の重要性はこれまで以上に増すものと考えられる。

そのため、従来から実施している各種セミナーや説明会の開催等ポートセールス活動について引き続き取り組まれるとともに、職員の異動や配置に意を配し、荷主等関係企業への対応が継続的に行われるよう検討されたい。

特に、高い原価意識を持ち、競争に勝てる「価格戦略」やスピード・利便性等を強くアピールする「他港差別化戦略」などを徹底研究・実践されたい。

また、航路誘致補助制度について、平成22年度は実績がなかったが、平成22年3月から休止されている北米等の基幹航路の復活及び荷主等からのニーズが高い中国華北・華中航路の新規開拓に向け船会社等への積極的な働きかけに取り組まれたい。

(2) 負担金について

負担金については、単に支出するだけでなく、支出先団体の決算の検討を行い、負担金のより効率的・効果的な運用方法及びそれに伴う値下げ等も強く提言ができるよう研究に努められたい。

(3) 委託契約業務の確認等について

委託業務については、その委託内容が確実に履行されているかどうか、日常業務チェックをマニュアル化するなど取組まれたい。また、不定期の抽出検査など牽制が働くよう工夫されたい。

管 理 課

(1) マリーナ仮営業施設について

長年課題となっているマリーナ仮営業施設については、平成21年12月に水域及び港湾施設明渡等請求訴訟を提起しており、平成23年3月には津地方裁判所より管理組合の主張をほぼ認める形での判決が下ったが、相手方が判決を不服として控訴したため現在は名古屋高等裁判所にて係争中である。

今後も引き続き四日市市上下水道局と十分な連携・協議のうえ、早期解決を図られたい。

(2) 委託契約業務の確認等について

委託業務については、その委託内容が確実に履行されているかどうか、定期・不定期の日常業務チェックのマニュアル化をさらに充実させるよう努められたい。また、上司による不定期の抽出検査による牽制も徹底されたい。

(3) 港湾施設使用料等の改定について

港湾施設使用料等の改定については、原価計算も考慮しつつ平成22年度は現状維持としたところであるが、引き続き今後も、他港の使用料も勘案しつつ、経営的見地からの原価計算基礎見直しによる価格引下げも視野に入れた戦略的な使用料価格等の検討に取り組まれたい。

整 備 課

(1) 事業の明許繰越について

港湾整備は大規模、長期にわたる事業となり、国との協議、技術審査など関係機関との調整等に時間を要するものが多いことなど、やむを得ない面があるものの、計画的な事業執行を行うことにより、できる限り繰越事業の抑制に努められたい。

(2) 委託契約業務の確認等について

当課では、工事請負、委託業務の履行確認については、マニュアル等で実査、確認を実施しているが、上司の不定期の抽出実査による牽制も徹底に努められたい。

[室・局]

出 納 室

(1) 資金運用について

管理組合の資金管理については、法令、規則に従い、正確かつ適正な処理を行い、あわせてペイオフ対策への対応なども適切に実践されているところであるが、今後も引き続き適切な資金管理に努められるとともに、より高い運用益の回収や、日常資金残高極小化への取組みなど、さらに効果的効率的な資金運用について研究されたい。

(2) 物品の管理について

5万円以上の備品については、備品台帳により管理され、年1回出納室による会計事務定期検査を行っているところであるが、平成23年度には「物品管理状況一覧表」を各課で作成するようにしたところである。今後も、盗難紛失等の事故を未然に防ぐため、現物の実査による確認、抽出実査など上司による牽制等管理体制の強化について検討されたい。特に現物確認においては、員数の確認に留まらず、利用状況、安全状況、品質状況についても確認するよう努められたい。

議会事務局

(1) 事務局の充実について

三重県議会や四日市市議会の議会改革の流れを受けて、四日市港管理組合議会においても、平成22年1月から議員報酬を月額から日額に変更するなど議会活動の充実や改善に向けた取り組みが進められている。

今後も、時代の流れを踏まえて、議員活動がより一層効率的・効果的に行われるよう、県議会・市議会はもとより港湾を管理する他の一部事務組合議会の情報収集を行うとともに、必要な専門知識の修得のため研修等への積極的な参加に努められたい。

(2) 海外視察調査等について

議員による海外視察調査等については、今後も引き続き、費用に見合う十分な成果を発揮できるよう効率的な調査や行程等に留意されるとともに、今後の航路誘致等に後押しできるような調査先の選定についても検討されたい。

監査委員事務局

(1) 事務局の充実について

事務局は監査委員の指揮の下で、主に毎月の例月出納検査のほか、毎年度、各課の予備監査・定期監査とそれらの総括となる決算審査等、監査委員による監査の事務補助を行うことが大きな使命である。今後とも研修等への積極的な参加により、必要な知識の修得に努めるとともに、特に県・市の監査動向のほか、行政に関する新聞報道等についても、日頃から情報の収集に心がけられたい。

<p>購 読 料 年間 3,120円 (月額 260円)</p>	<p>平成23年12月19日発行 四日市市霞2丁目1番地の1 (電話 代表 059(366)7006) 四日市港管理組合</p>
--	--